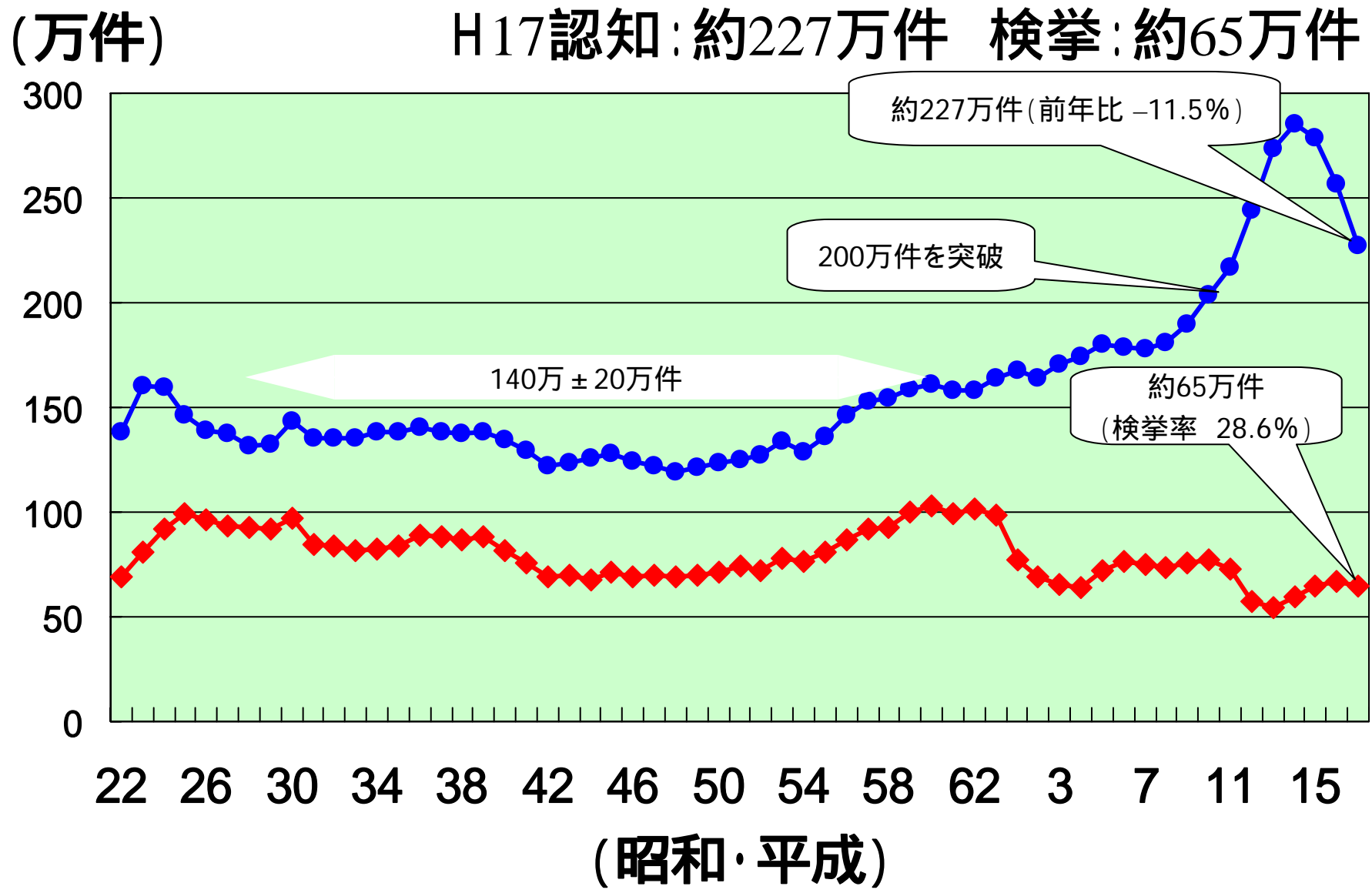


戦後の刑法犯認知・検挙件数の推移



社会意識に関する世論調査(内閣府)

<18年2月調査>

悪い方向に向かっている分野

- ・ **治安** (38.3% 前回:47.9%)
- ・ **国の財政** (33.2% 前回:39.1%)
- ・ **外交** (31.3% 前回:23.5%)
- ・ **雇用・労働条件**
(28.9% 前回:35.4%)

前回は、平成17年2月調査分

治安回復への取組み ~ 「行動計画」

犯罪対策閣僚会議 : 内閣総理大臣が主宰し、全閣僚で構成

(平成15年9月設置)

平成15年12月、犯罪に強い社会の実現のための行動計画

- 「世界一安全な国、日本」の復活を目指して - を策定

治安回復のための3つの視点

- 1 国民が自らの安全を確保するための活動の支援
- 2 犯罪の生じにくい社会環境の整備
- 3 水際対策を始めとした各種犯罪対策

犯罪情勢に即した5つの重点課題

- 1 平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の防止
- 2 社会全体で取り組む少年犯罪の抑止
- 3 国境を越える脅威への対応
- 4 組織犯罪等からの経済、社会の防護
- 5 治安回復のための基盤整備

- 都市再生プロジェクト第9次決定と連動して
「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(H15.12)を補完・加速化 -



1

住民参加型の安全・安心まちづくり全国展開

- モデル事業・モデル調査の全国的実施
- 防犯ボランティアと防災ボランティアの連携強化
- 安全・安心なまちづくりデータベースの構築
- 地域安心安全情報ネットワークの構築
- 内閣総理大臣による表彰制度の新設

など



2

住まいと子どもの安全確保

- 都市再生整備計画に基づく安全・安心なまちづくりの推進
- 防犯性能の高い公的賃貸住宅等の整備
- 住宅の購入・注文時における防犯性能の表示
- 地域ぐるみの学校安全体制の整備
- コンビニ、ガソリンスタンド、大規模小売店舗等による地域安全活動の全国展開

など



3

健全で魅力あふれる 繁華街・歓楽街の再生

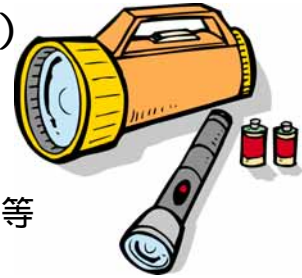
- 違法性風俗店、暴力団、人身取引等の取締りの強化
- 街ぐるみの環境浄化活動の展開
- 取締りにより生じた空きビル・空き店舗の転用
- 落書きや違法広告のしにくい美しい街並みの形成
- 歩行者優先の道路空間整備と違法駐車対策


など

防犯ボランティアに対する警察の支援

「地域安全安心ステーション」モデル事業
(H17年度、H18年度計331地区で実施)

- ・自主防犯パトロール用品の貸与
(照度計、懐中電灯、防犯ブザー、腕章等)
- ・広報啓発用ポスターの作成
- ・防犯協議会開催費、ボランティア保険の補助 等





防犯パトロール車への青色回転灯の装備

自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた団体に青色回転灯の自動車への装備を可能とする



安全・安心なまちづくりの日
 ~ 毎年10月11日 ~
 H17年12月20日 犯罪対策関係会議決定
 総理大臣表彰
 H18年は顕著な功績を挙げた10団体を表彰



自主防犯ボランティア活動支援サイト
H17年11月開設

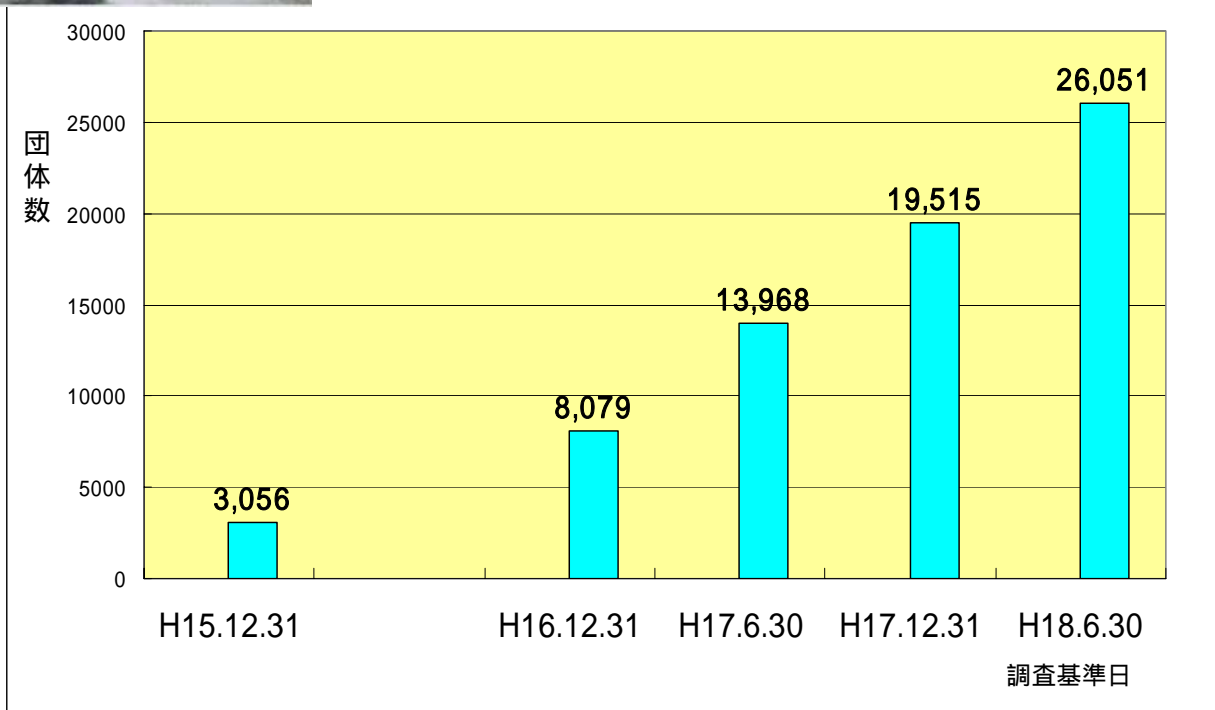


犯罪・不審者情報の提供

自主防犯ボランティア団体の推移



防犯ボランティア団体の増加状況



平成18年6月末現在 26,051団体 1,648,188人

防犯パトロール車への青色回転灯の装備

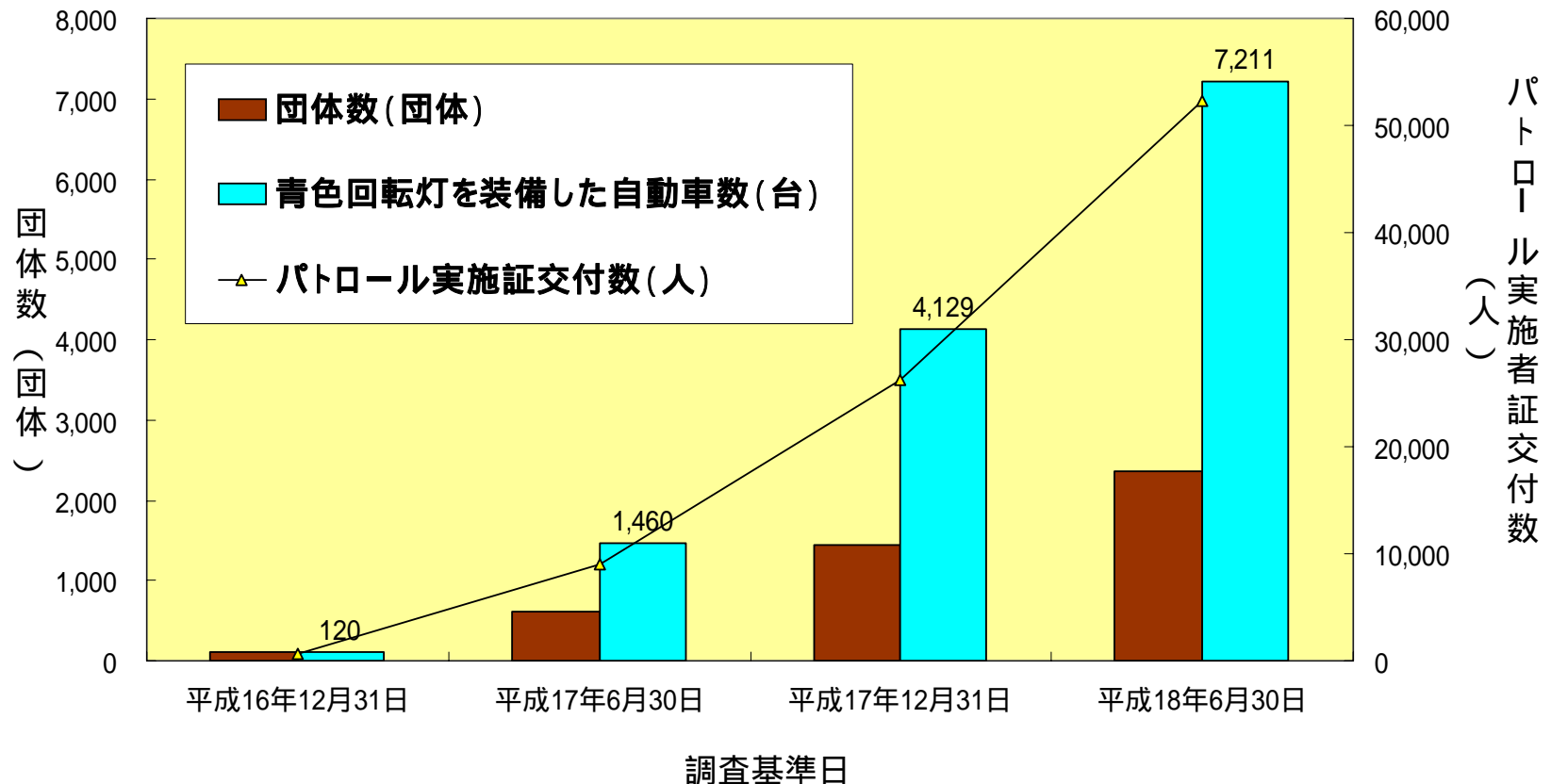
H16.12より装備が可能に

H18.7より手続き簡素化

<全国運用状況> H18.6末 団体数 2,360団体 自動車数 7,211台

パトロール実施者証交付数 52,266人

自動車に青色回転灯を装備した防犯パトロールの実施状況



防犯環境設計の4つの基本手法

1 監視性の確保

- ・防犯灯の設置
- ・ブロック塀をなくす

2 接近の制御

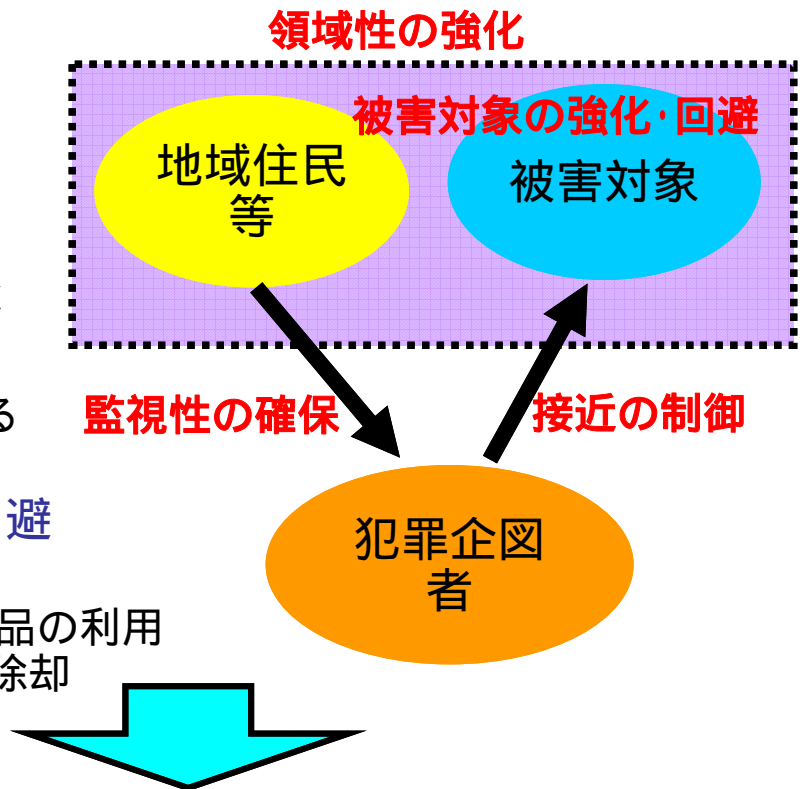
- ・窓への侵入の足場を取り除く
- ・住宅地の通過車両を排除

3 領域性の強化

- ・住宅地の入口を花で飾る
- ・住民参加で公園を管理

4 被害対象の強化・回避

- ・ワンドア・ツーロック
- ・防犯性能の高い建物部品の利用
- ・放火防止のため空家を除却

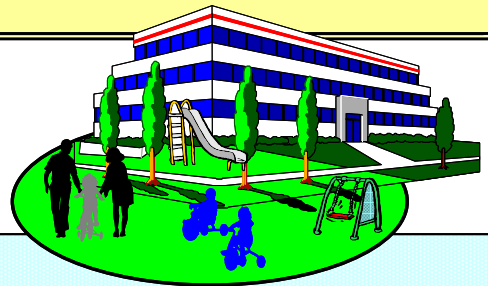


「安全・安心まちづくり」の意義

道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進し、もって、国民が安全に、安心して暮らせる地域社会の実現を図る

安全・安心まちづくり推進要綱

(H12.2～) 最終改正 H18.4



「道路、公園、駐車場・駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意事項」

- ・照度の確保、植栽、柵の配置における見通しへの配慮等の「人の目の確保」
- ・歩車道分離(道路)、防犯カメラ等の設置(駐車場)等の犯罪企図者の接近の制御
- ・公共施設の維持管理への住民参加の促進等の住民等の帰属意識・共同意識の向上

「共同住宅に係る防犯上の留意事項」

共同住宅の各部位における照度の確保、周囲からの見通し、防犯システム・設備の設置等

国土交通省では、「留意事項」を踏まえ、共同住宅の新築、改修の企画・計画・設計を行う際の具体的手法を示した「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」を策定

防犯性能の高い建物部品の 開発・普及に関する官民合同会議

建物への侵入を防ぐ建物部品の開発

侵入手段の巧妙化に対処するためには、ドア、窓、シャッター等の建物部品の防犯性能を高めることが重要

H14.11 「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」設置

(警察庁、国土交通省、経済産業省、建物部品の民間団体等13団体)

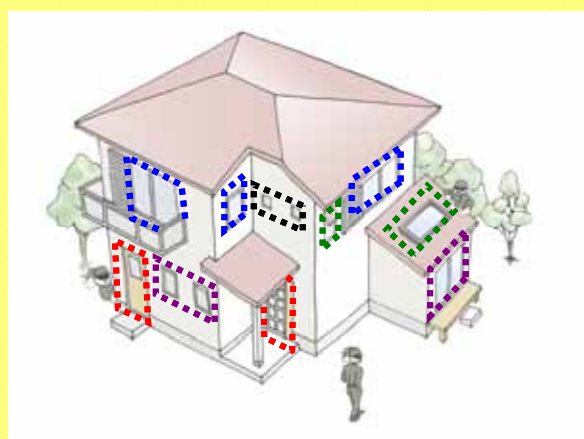


H16.4.1 「防犯性能の高い建物部品目録」公表

現在の侵入犯罪手口を踏まえ、防犯性能基準を策定し、試験の結果に基づき侵入までに5分以上の時間を要するなど、一定の防犯性能があると評価した建物部品15種類、計約2,300品目を公表。
(H16.10目録ホームページ開設、H18.10現在17種類約3,400品目)

H16.5.19 「CPマーク」制定

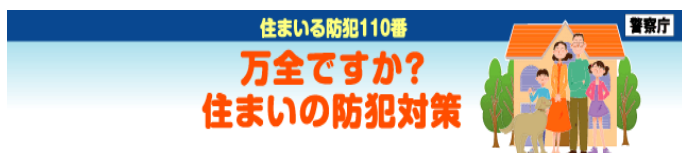
目録登載の建物部品の普及促進を図るため、共通標章を制定。



H18.4.1国土交通省住宅性能表示制度に「防犯に関すること」を追加

住宅の開口部を外部からの接近のしやすさに応じて分類し、分類毎にすべての開口部について防犯建物部品を使用しているか否かを評価

侵入犯罪対策警察庁ホームページ (住まいの防犯110番)



<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/index.html>